

会 議 記 録

政策企画局 まちづくり協働課

開催日	平成 20 年 10月 24日(金)	開催時刻	19 時 00 分から 21 時 00 分
会議名	上田西部地域協議会（平成 20 年度第 7回）		
出席者	<p>宮下会長、宮尾副会長、小林委員、菅沼委員、鈴木委員、田村委員、竹内委員、 祢津委員、花岡委員、花村委員、廣田委員、藤澤委員、森泉委員、横沢孝子委員</p> <p>（欠席委員）中沢委員、中島委員、早川委員、丸山委員、横沢蕨子委員</p> <p>（説明者）小野塚学校教育課長</p> <p>（事務局）渋沢まちづくり協働課地域協働政策幹、小宮山まちづくり協働課 課長補佐、堀内まちづくり協働課主査</p>		
<p>会議次第</p> <p>1 開 会（宮尾副会長）</p> <p>2 会長あいさつ（宮下会長）</p> <p>今日は、上田市の放課後児童対策についてお話をいただくことになっている。この問題については、現場を見たり地域協議会で研究を重ね議論してきた課題であります。子ども達に対して健全に育つ環境をつくるといった観点からも極めて今日的で重要であると認識している。お話をしていただいたうえで質問や疑問等あれば理解を深めていきたい。</p> <p>その後、各分科会の担当が決まっているので分科会毎に検討をお願いしたい。</p> <p>3 会議事項</p> <p>(1) 上田市放課後児童対策について（担当課：学校教育課）</p> <p>【報告要旨】</p> <p>資料「上田市の児童に豊かな放課後を」放課後児童施設の再編について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．健全育成対策の目的（児童館・児童センター） 2．留守家庭対策の目的（放課後児童クラブ） 3．児童クラブ利用に関するアンケート・・・西小学校、塩尻小学校 4．児童クラブ利用案内（21年度版）・・・来入児の保護者説明会で使用 <p>（課長）これまで、（時間、料金、運営方法等）合併前の各地域の制度をそのまま引き継いで運営されてきました。来年度からは全市一本の制度として料金、時間等を統一し、放課後に児童が安心して過ごせる環境整備をはかっていきたい。《再編計画参照》これについては 9月議会において条例改正を認めていただいたところです。</p> <p>《これまでと変わる点》</p> <p>留守家庭対策として、放課後児童クラブを全小学校区に設置する（未設置の小学校区は小学校敷地内の既存施設を改修し利用）。</p> <p>これまで無料だったこども館も定員を設け全市統一の月 3000円（10日以上</p>			

利用) 300円×日数(10日未満利用)とする。

学童保育所の料金を統一し、月6000円とする。

サービス拡充(時間の延長、土曜日を開館、職員体制の充実、利用料の軽減)
すべての放課後児童クラブが指定管理者制度を導入し、様々なニーズに対応

【主な質疑等】

(委員) 国から補助はくるのか。

(課長) 利用状況や規模にもよるが国からの運営補助制度はあります。

(委員) これまで料金が高く設定されていた学童保育所等で料金を下げた場合、
やっていけるのか。なぜ下げることが可能なのか。

(課長) 指定管理者制度のもとで運営しているが、運営費は全額市が負担している。
市の収入は下がるが、それが市の統一した考え(サービス)でもある。

(委員) これまで東小、豊殿小は無料であったが、留守家庭対策という観点から
有料の施設へ変わってしまう。無料の施設が無いところは少し不公平では。

(課長) 留守家庭対策として有料でも施設の開設を望む声が大きくなっている。
無料の施設が全学区にあれば確かに公平ではあるが、設置には大きなコストがかかることもあり、難しい。現状の施設を活用しながら、留守家庭対策を優先して保護者の希望に応えていきたい。(利用時間の延長、受け入れ枠の拡大、職員の増員等)また、無料施設のない小学校区では、モデル的に「児童ひろば」的な施設の提供を考えていきたい。ただし、まだ検討段階である。

(委員) 児童クラブは留守家庭でなければダメか。友達が行っていれば留守家庭
でなくても行きたいと思うが。

(課長) 基本的にはダメである。西小では40人が定員となる。国の基準もある。
留守家庭とは、両親共働きの家庭をいっている。

(委員) これまでの施設(無料の児童館や児童センター)がすでにある小学校区
についても新設する理由は。

(課長) 最大の理由は、学校から離れたところに位置しているからです。利用し
づらいという意見が多くあった。

(委員) こどもの側からしてみれば、施設に行くことが負担になっている場合も
ある。親の安心が得られていることも確かではあるが。

(課長) 放課後のあるべき姿は、お金を払ってみてもらうのではなく公園とか友
達のうちなどで過ごすことが理想ではあるが、社会情勢が変わってきてい
る現実もあるので、安心してすごせる場の確保も必要である。

(会長) 時間の都合もあるのでこの辺で、終了したいと思います。

(2) 地域まちづくり方針に係る基本構想・基本計画部分について

【説明要旨】

資料「地域まちづくり方針」により事務局から説明

上田西部地域まちづくり方針

歴史的遺産の積極的な活用による地域の振興

地域が誇れる自然環境の保全と有効活用

地域防犯力による安全で快適なまちづくり
多様な地域の資源を活用し、将来を担う子どもたちを地域ぐるみで育てる
まちづくり
世代間交流が活発に行われ、コミュニティの確立を目指すまちづくり
地域が一体となり高齢者や障害者を支え、誰もが安心して暮らせるまちづ
くり
地域の特性を生かした産業の振興

(3) 分科会に分かれての協議

引き続き、次の分科会に分かれて協議を行った。

- ・ 歴史的遺産継承関係（第1分科会）
- ・ 緑地公園と里山整備関係（第2分科会）
- ・ 児童と安全で快適なまちづくり関係（第3分科会）
- ・ 地域医療関係（第4分科会）

【確認事項】

- 第1分科会 次回、協議会開催日に担当課の説明を受ける
（西部塩尻地区を中心とした文化財について）
- 第2分科会 次回、協議会開催日に担当課の説明を受ける
（上田市の森林と太郎山のふもとの整備について）
- 第3分科会
- 第4分科会 地域医療に関する説明（健康推進課）を検討中

(4) その他 特になし

4 次回会議開催について

【決定事項】

時間 平成20年11月20日（木）午後7時から
場所 西部公民館2階講義室

5 閉会